

情 通 審 第 3 5 号
平成 22 年 4 月 27 日

電気通信事業政策部会
会長 東海 幹夫 殿

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻

長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方について

平成 22 年 4 月 27 日付け諮問第 1212 号により、当審議会に諮問された長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方については、情報通信審議会議事規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、電気通信事業政策部会に付託する。